

沿岸広域振興局長告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年9月24日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村明戸235番2地先から328番1地先まで	新	A 49.0～13.2 m	m 980.0
		B 35.9～11.4	449.4
	旧	A 49.0～13.2	980.0
下閉伊郡田野畑村島越295番1地先内	新	28.4～0	20.9
	旧	28.4～8.9	66.0
下閉伊郡田野畑村島越295番3地先から45番2地先まで	新	25.3～6.2	122.0
	旧	23.7～6.8	122.0
下閉伊郡田野畑村島越45番8地先から45番2地先まで	新	29.8～18.7	21.8
	旧	28.6～16.2	21.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成25年9月24日から同年10月24日まで